



みやがわ のりみつ
宮川 徳光 議員

人口減問題

少子高齢化への対策は 総合戦略の目標達成目指す

問 平成27年9月定例会にて、同様の質問をしたが、その後の取り組み状況などを問う。
現状、当町でも少子高齢化が進み、65歳以上の

方が人口の50%以上を占めるいわゆる限界集落が多くなっていくが、その状況と今後の予想は。
また、少子高齢化による人口減への対策を問う。

答 西村 企画調整室長

限界集落については、61地区の集落のうち平成27年9月時点では、12地区だったが、今年8月末では11地区増の23地区となっており、近年急激な増加傾向に。

今後の予想としては、準限界集落と位置付けられる55歳以上の方が地区の総人口の半数を占める状態の地区が今年8月末の時点で27地区あり、このままだと、10年後には、この27地区を加えた50地区が限界集落となり、割合で約82%になると予測される。

なお、この10年後の予測については、平成27年9月時点の53地区より3地区も改善している。これは、近年の生産年齢人

口の転入超過といったことが要因ではと考えている。
人口減への対策については、黒潮町総合戦略にて目標としている「2060年人口68000人の達成」が、町の将来を考えていくうえで重要なポイントとしている。

このため、継続的な人口減が見込まれる本町においては、産業のみならず地域の維持や担い手の確保についても課題であり、将来にわたって地域の活力を維持するためにも、まずは若い世代の結婚の希望が叶えられ安心して妊娠、出産、子育てが

できるような切れ目のない子育て支援を引き続き進めていく必要がある。
こういった取り組みを充実していくことにより住みたい町、子育てのしやすい町、ということになり、それが黒潮町の魅力の一つになることで移

住定住も推進できると考えている。
引き続き、黒潮町総合戦略において、効果のある事業の計画や見直し、また、新たな施策の構築を図り、目標の達成に向けて取り組んでいく。



放課後、友だち同士で楽しいひと時を…(令和元年10月3日、入野小学校)

請負変更契約

議決案件の調整 根拠は 契約書の18条で対応

問 当町の議決案件関連の条例では、請負工事の場合は契約金額のみにより議決の要否を規定している。

前回の一般質問にて、請負工事が設計変更により議決案件となった場合、その設計変更で変更・追加となった内容を、調整して変更前の請負契約の中で施工できるかの問いに、出来るとし、その根拠として、法的拘束力のない県の事務取扱要領の

「基本原則」としてのこととは、法令等の序列の面からも、また、「基本原則」の文面からも理解出来ないが、法的根拠を、再度問う。

答 松田 副町長

根拠は、工事請負契約書の第18条による協議の中で、契約書を交わさずに協議によって工事を進めることができるということにより行っている。